

別表第 4(第 6 条関係)

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 7 項の規定による許可を要する行為
- 2 土地改良法に基づく土地改良事業
- 3 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 第 1 項及び第 34 条第 2 項(第 44 条において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為
- 4 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条の規定による承認並びに同法第 32 条第 1 項及び第 91 条第 1 項の規定による許可を要する行為
- 5 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第 76 条第 1 項の規定による許可を要する行為
- 6 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 6 条第 1 項の規定による許可を要する行為
- 7 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 13 条第 3 項及び第 14 条第 3 項の規定による許可を要する行為
- 8 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 18 条第 1 項の規定による許可を要する行為
- 9 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項の規定による許可を要する行為
- 10 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 58 条の 4 第 1 項及び第 58 条の 6 第 1 項の規定による許可を要する行為
- 11 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条の規定による許可及び同法第 59 条第 4 項の規定による認可を要する行為
- 12 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業及び同法第 66 条第 1 項の規定による許可を要する行為
- 13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定による許可を要する行為
- 14 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 25 条第 4 項の規定による許可を要する行為
- 15 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 14 条第 1 項の規定による許可を要する行為
- 16 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 8 条第 1 項の規定による許可を要する行為
- 17 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)第 37 条第 4 項の規定による許可を要する行為

18 栃木県立自然公園条例(昭和 33 年栃木県条例第 11 号)第 12 条第 3 項の規定による許可を要する行為

19 栃木県風致地区条例(昭和 45 年栃木県条例第 7 号)第 2 条第 1 項の規定による許可を要する行為

20 自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和 49 年栃木県条例第 5 号)第 15 条第 4 項の規定による許可を要する行為

21 栃木県砂防指定地の管理等に関する条例(平成 15 年栃木県条例第 5 号)第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定による許可を要する行為